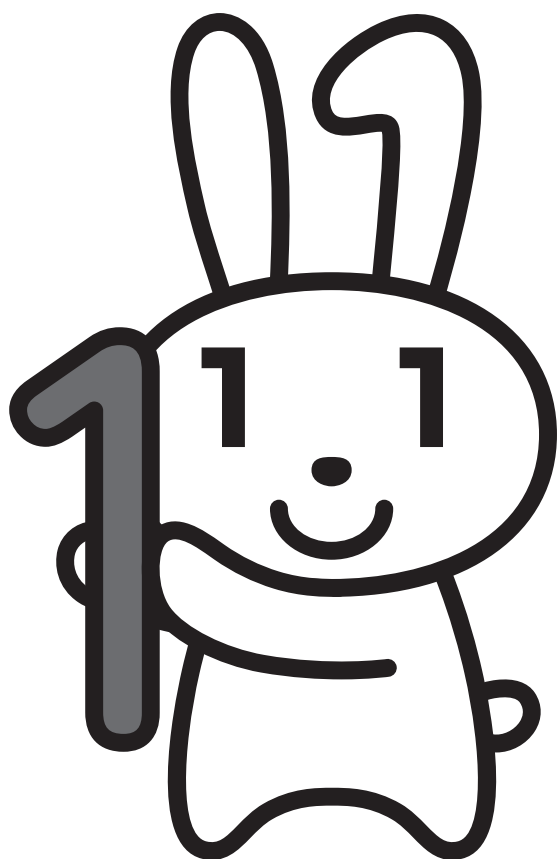


大活字広報誌

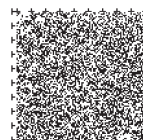
マイナンバー  
(社会保障・税番号)  
制度のご案内



平成31年3月版

内閣府大臣官房番号制度担当室

内閣官房番号制度推進室



## 1 マイナンバー制度導入の趣旨

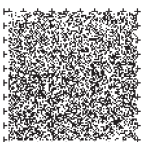
マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で活用され、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

## 2 マイナンバーの通知

平成27年10月以降、簡易書留で各世帯に郵送された通知カードにマイナンバーが記載されています。通知カードは自分のマイナンバーを証明する書類です。大切に保管してください。

マイナンバーを読み上げる音声コードが通知カードと一体になっている用紙の下段に印刷されています。(一部の機器では読み上げが難しい場合があります。)

なお、行政の担当職員や補助者等が視覚障害者に替わってマイナンバーを代読したり、音声コードの読み上げを聞いたりすることは法律上問題ありません。



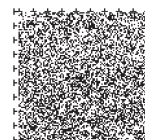
また、マイナンバーの点字シールを配布するサービスを提供する市区町村もありますので、お住いの市区町村に相談してください。

### 3 マイナンバーの利用場面

平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まりました。例えば、以下の場合にマイナンバーの提示が必要です。

- 1 福祉分野の給付申請や、国民健康保険、介護保険などの手続を行う際に市区町村に。なお、詳細はお住いの市区町村窓口にご確認ください。
- 2 確定申告など、税の手続で税務署などに。
- 3 税や社会保険の手続で、勤務先に。
- 4 税の手続で、法定調書等の作成に必要なため、取引先の証券会社や保険会社などに。
- 5 年金の手続で、年金事務所などに。
- 6 資産運用の手続で銀行や証券会社に。

マイナンバーの手続では、なりすましを防止する観点などから、①番号が正しいかの確認と、②正しい番号の持ち主かの確認を行います。

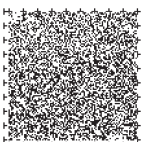


通知カードは番号の確認しかできないことから、別に身体障害者手帳などの身分証明書の提示が必要です。顔写真付きのマイナンバーカードを持てば、1枚で番号の確認と身元の確認が可能です。

なお、申請者等が自身のマイナンバーを記載することが難しい場合、市区町村等の担当職員がマイナンバーを代わって記載することができます。詳細は、個別の手続の際に担当職員にご相談ください。

#### 4 情報連携について

平成29年11月以降、異なる行政機関の間で、マイナンバーに紐付く個人情報をもとに情報のやりとりを行う、情報連携が本格的に開始されました。これにより、これまで皆さんに予め準備をお願いしていた「住民票の写し」、「課税証明書」や「障害者手帳」などが多くの手続で省略できるようになりました。



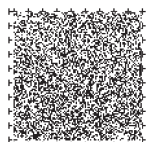
## 5 マイナンバーカード

マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです。マイナンバーに関係する手続きで利用できるほか、身分証明書として活用できます。また、ICチップが付いており、電子的に個人を認証する電子証明書を搭載しています。市区町村によっては、図書館利用証や印鑑登録証などとしての利用や、コンビニで住民票の写しなどの証明書の取得も可能です。

2019年度には旧姓の追記が可能になり、2020年度以降には健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードの取得には申請が必要です。通知カードと一体になっている交付申請書に顔写真を貼って返信する方法のほか、パソコンやスマートフォンからオンラインで申請する方法などがあります。交付申請書については、署名欄に点字で記入することも可能です。初回の発行手数料は無料です。

なお、申請の際に希望すれば、名前を点字表記することが可能です。



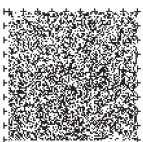
マイナンバーカードを申請すると、カードの交付準備ができたことを知らせるはがきが届きます。市区町村の窓口にも、このはがきと通知カードのほか、身体障害者手帳などの本人確認書類の3つの書類を持って受け取りに行ってください。

電子証明書など IC チップの利用にはカード交付の際に自分で設定する暗証番号が必要です。

IC チップに記録されるのは、券面に記載されている氏名、住所、マイナンバーなどに限られ、所得や預貯金残高などプライバシー性の高い個人情報には記録されません。万が一マイナンバーカードを紛失した場合には、フリーダイヤルに電話すれば、24 時間 365 日 IC チップの機能を一時停止することができます。

## 6 マイナンバーの取扱の留意点

マイナンバーは、法令に規定があるものを除き、利用・収集が禁止されています。マイナンバーを提供する際は、相手と利用目的をしっかりと確認してください。



また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを不当に提供したりすることは、処罰の対象になります。不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提供しないでください。

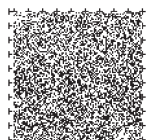
## 7 マイナンバー制度における安全管理措置

マイナンバー制度では、安全・安心を確保するため、次のような措置を講じています。

- 1 なりすまし防止のための本人確認の義務付け
- 2 個人情報是一元管理せず、分散管理し、システムへのアクセスも制限
- 3 自分の個人情報にアクセスした履歴を自分で確認可能
- 4 第三者機関による監視・監督と罰則の強化

## 8 マイナポータル

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスで、行政手続きがワンストップでできたり、行政機関が保有している所得や納税額など自分に関する情報を確認できたりします。



また、子育て関係の手続をはじめとした行政手続の検索などもできます。

自宅のパソコンからマイナポータルを利用するためには、マイナンバーカードのほかにマイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーが必要が必要です。読み取り対応済みのスマートフォンでも、利用ができます。

また、本人に代わって代理人が機能を使用できる「代理人サービス」もありますので、ぜひご利用ください。

## 9 マイナンバーに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください。電話番号は、

フリーダイヤル0120-95-0178です。おかけ間違いにはご注意ください。

また、各手続に関する詳細は、お住いの市区町村窓口などにお問い合わせください。

